ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2013 年 12 月 19 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ Lawyer's Eye

～信用調査業に関する新法令～　中国弁護士　屠　錦寧

Ⅱ 中国法令アップデート

- 中国（上海）自由貿易試験区建設の金融による支援に関する意見（中国人民銀行）
- 政府審査確認投資プロジェクト目録（2013 年版）
- 新規株式公開発行に際する会社株主株式公開売却暫定規定（中国証券監督管理委員会）
- 国務院による優先株試行展開に関する指導意見（国務院）
- 優先株試行管理弁法（意見募集稿）（中国証券監督管理委員会）
- 国家外貨管理局による銀行貿易融資業務の外貨管理の完全化についての問題に関する通知
- 財政部、人力資源社会保障部及び国家税務総局による企業年金、職業年金個人所得税に関する通知
- 国務院による「全国春節及び記念日休暇弁法」の改正に関する決定（国務院）
- 最高人民法院による独立保証状紛争の審理についての若干問題に関する規定（意見募集稿）
- 最高人民法院による人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定
- 船舶の差押え及び競売についての問題に関する規定（意見募集稿）（最高人民法院）
- 温州市民間金融管理条例（浙江省人民代表大会常務委員会）

Ⅲ 中国万感

～中国の流行語「土豪」について～　顧問　杜　雲華

© Anderson Mori & Tomotsune

◆上海オフィス(日本安徳森·毛利·友常律師事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆
当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9 月 1 日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融·経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

【上海オフィスの概要】
名称:アンダーソン·毛利·友常法律事務所　上海オフィス
代表:弁護士　森脇　章
所在地:中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号　上海環球金融中心 40 階
郵便番号:200120
TEL:+86-21-6160-2311(代表)
FAX:+86-21-6160-2312
E-MAIL:shanghai@amt-law.com

※詳細はこちらをご覧ください。

◆名古屋オフィス開設のお知らせ◆
当事務所は、9 月 24 日に名古屋オフィスを開設し業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、より密着した形で充実した法的サービスを提供することを目的とし、専門性の高い業務やクロスボーダーの法律問題に関するソリューションを、当事務所の東京および海外オフィスの弁護士と連携しつつ、ダイレクトに提供いたします。名古屋オフィスには、コーポレート、M&A、独占禁止法およびアジア関係の業務などの幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士が常駐し、あらゆる分野の法的サービスを、ワンストップで提供してまいります。

【名古屋オフィスの概要】
名称:アンダーソン·毛利·友常法律事務所　名古屋オフィス
代表:弁護士　青柳　良則
所在地:愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
TEL:052-533-4770(代表)
FAX:052-533-4772
E-MAIL:nagoya@amt-law.com

※詳細はこちらをご覧ください。

◆シンガポールオフィス開設のお知らせ◆
当事務所は、11 月 28 日にシンガポールオフィスを開設し業務を開始しましたのでお知らせいたします。シンガポールオフィスでは、シンガポールおよびその周辺地域における M&A、金融取引、紛争処理案件等をはじめ、依頼者の皆様の東南アジアへの進出のサポートをするとともに、コンプライアンスや労務案件等の進出後の法律問題等についても現地の最新の実情に基づいたアドバイスを行います。シンガポールオフィスには、前田敦利弁護士、花水康弁護士および副田達也弁護士が常駐し、東南アジア各国の有力法律事務所との強固な関係およびこれらの法律事務所に既に駐在しております当事務所弁護士のネットワークを活用し、当事務所の日本および海外オフィスの弁護士と連携しつつ現地に根ざした法的サービスを提供いたします。

※詳細はこちらをご覧ください。

© Anderson Mori & Tomotsune

当事務所の弁護士が執筆いたしました「域外適用法令のすべて」（出版：株式会社きんざい）（共著）が刊行されました。

以前より、日本国内の取引や行為でも外国法が適用されることに留意しなければならない状況となっている中、本書では、米国法、英国法及び中国法が日本国内の取引・行為にどのように適用されるかを、君合律師事務所及び欧米の法律事務所と共同で解説しております。

本書の執筆には、当事務所では 10 人を超える弁護士が執筆に参加しており、中国関係では中川裕茂弁護士及び濱本浩平弁護士が参加しております。

詳細は下記リンクからご覧いただけます。
http://store.kinzai.jp/book/12343.html

「域外適用法令のすべて」

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ Lawyer's Eye

中国弁護士　屠　錦寧

信用調査業に関する新法令

今年 12 月 20 日より施行予定の「信用調査機構管理弁法」（中国人民銀行令(2013)第 1 号。2013 年 11 月 15 日公布。以下「本弁法」という。）は、今年 3 月 15 日より施行されている「信用調査業管理条例」（以下「本条例」といい、本弁法と合わせて「本条例等」という。）に基づき、信用調査市場のルールを更に整備したものである。

本条例等は、中国の国内で行う「信用調査業務および関連活動」に適用される。ここでいう「信用調査（中国語では「徴信」）業務」とは、会社等の組織または個人の信用情報について収集、整理、保存および加工を行い、情報利用者に対しこれらの情報を提供する活動をいう（本条例 2 条）。具体的にはいわゆる信用情報センター業務に対する規制を行う法令である。

信用情報センターとしては日本では KSC、CIC 及び JICC が有名であるが、中国では中国人民銀行徴信センター、上海資信有限公司、深セン鵬元徴信有限公司等が代表的である。

本弁法は、取扱対象の情報が個人・企業いずれのものであるかにより取扱いを分けており、特に個人情報を対象とする信用調査業務に対しては、個人情報保護の観点から厳格な規制を受ける。下表は規制の概要である。

		個人信用情報機構	企業信用情報機構
中国人民銀行による監督		設立及び重要事項（主要株主、資本等）の変更に中国人民銀行の認可が必要。	設立、重要事項（株主、営業場所等）の変更は人民銀行の現地駐在機構（支店）に対する届出が必要。
設立要件	登録資本	最低 5000 万人民元	通常の会社と同じ（有限責任会社：3 万人民元以上、株式有限会社：500 万人民元以上）
	主要株主（5％以上の持分・株式を所持）	信用状況が良好であり、直近の 3 年間に重大な法令・規則違反行為が存在しない者である必要がある。	【株主名及び出資比率】について届出が必要であるのみ。
	役員	一定の資格（例えば、信用調査分野で 3 年以上、又は金融・法律・会計・経済分野で 5 年以上の業務歴があること）を有し、中国人民銀行による確認を得た者	董事・監事名の届出が必要であるが、資格について特別な規定なし。
	情報システム	国の情報安全保護等級（1~5 級。1 級が最も高い）の 2 級以上の基準を満たすこと。	第三者機関による評価報告を提出する必要があるが、等級の要求はない。
業務に関す	情報の収集	本人の同意が必要 宗教、遺伝子、指紋、血液型、病気・病歴等の収集禁止 収入、預金、保険、資産等の情報については事前に不利な影響を提示	対象企業の同意は不要。 収集内容の制限、事前の説明義務等の規定もなし。

© Anderson Mori & Tomotsune

る規制		し、かつ本人による同意を得ることが必要。	
	本人照会	年 2 回、本人からの信用情報の照会に無償で応じる義務あり。	対象事業による照会に無償で応じる義務はない。
	情報の提供	本人の書面による同意を得て、かつ情報請求者と本人が合意した目的に合致する場合にのみ提供できる。	特になし。
	その他	約款を使用して個人情報を取得したときは十分な注意および説明を行うこと。	特になし。

信用情報機構は、中国で収集した情報について中国国内で整理、保存および加工する必要があり、外国で処理してはならない。また、上記の業務に関する規則は、外国の組織または個人に対して情報提供を行う際にも守る必要がある。

外資による当該業務への市場参入について、本条例では、別途規定を定めて国務院の許認可を得るとしている、現時点では当該規定がまだ制定・公布されていないため、外資による信用情報機構の設立は実際上困難と思われる。

なお、「信用調査業務」と聞くと、まず思い浮かぶのは、取引先の信用状況を調査する信用調査会社の業務であろう。多くの日本企業でも中国企業との取引にあたり、まずは信用調査会社を使って取引相手の信用調査を行う例も多いと思われる。上記「信用調査業務」の定義を文言通り読むと、中国に無数に存在するこれらの信用調査会社も本条例等の規制を受けるように見えるが、上記の通り本条例等は信用情報センター業務に関するものと思われ、信用調査会社の業務に影響を与えるものではないと思われる。

（以上）

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

＜上海自由貿易試験区＞

中国（上海）自由貿易試験区建設の金融による支援に関する意見（中国人民銀行）

［ポイント］ 上海自由貿易試験区における(i)人民元・外貨口座の管理、(ii)クロスボーダーの投資に関する規制緩和、(iii)クロスボーダー人民元取引の拡大、(iv)金利の市場化、(v)外貨管理の簡素化を述べる意見である。具体的な取扱いは実施細則を待つ必要があると思われるものの、特に(i)人民元・外貨口座の管理については、試験区内に開設された口座間ないし国外口座、中国国内の非居住者口座との間での決済を自由化する等、試験区内の口座の取扱いが初めて規定された点が注目される。

（2013 年 12 月 2 日公表）

［原文］ 中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见

＜プロジェクト審査確認＞

政府審査確認投資プロジェクト目録（2013 年版）

［ポイント］ 本目録は、投資プロジェクト審査確認が行われる投資プロジェクトを列挙したものであり、2004 年版に替わるものである。本目録には、外商投資や国外投資プロジェクトについても規定されており、外商投資については、地方政府の審査確認の範囲が拡大されている。2004 年版では、「外商投資産業指導目録」の総投資（増資を含む。）1 億米ドル以上の奨励類、許可類プロジェクト等は中央政府（国家発展改革委員会）が審査確認を行うものとされていたが、本目録では、中国側持分支配（相対的持分支配を含む。）が求められる総投資（増資を含む。）3 億米ドル以上の奨励類プロジェクトは中央政府（投資主管部門）が審査確認を行うものとされた。

（2013 年 12 月 2 日公布、施行）

［原文］ 政府核准的投资项目目录（2013 年本）

＜会社＞

新規株式公開発行に際する会社株主株式公開売却暫定規定（中国証券監督管理委員会）

［ポイント］ 本規定は、「会社法」、「証券法」などに基づき、新規株式公開発行に際し、会社の既存株主が所有する株式を公開発行方式で一緒に投資者に売却する行為の手続などについて定めたものである。本規定は、IPO の際に、募集額が予定額を大幅に上回る状態が多発していることを背景に本規定が定められた。本規定により売却できる既存株主の株式は、保有期間が 36 ヶ月以上であること、価格は新発行株式と同額とすることなどが定められている。

（2013 年 12 月 2 日公布、施行）（証監会公告〔2013〕44 号）

［原文］ 首次公开发行股票时公司股东公开发售股份暂行规定

国務院による優先株試行展開に関する指導意見（国務院）

［ポイント］ 本意見は、株式会社による優先株式の発行について定めたものである。本意見では、優先株式を、株式所有者が普通株株主に優先して会社の利益及び残余財産の分配を受ける権利を有するものの、登録資本の 10 パーセントを超える減資、会社分割、合併、解散などの重要事

© Anderson Mori & Tomotsune

項を除き、原則として議決権を行使し得ないこと、その発行主体を上場会社及び非上場公開会社に限定することなどを定めている。株式会社による優先株式発行に関する規定はほとんどなく、本意見により、実務上も優先株式の導入が進むものと思われる。
(2013 年 11 月 30 日公布、施行)(国発〔2013〕46 号)
[原文] 国务院关于开展优先股试点的指导意见

優先株試行管理弁法(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)
[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「会社法」、「証券法」及び上記「国務院による優先株試行展開に関する指導意見」等に基づき、上場会社、非上場公開会社による優先株式の発行について定めるものである。規定内容は上記「国務院による優先株試行展開に関する指導意見」を更に詳細にしており、登記手続、情報公開手続についても言及している。
(意見募集期間:2013 年 12 月 13 日~同月 27 日)
[原文] 优先股试点管理办法(征求意见稿)

＜外貨管理＞

国家外貨管理局による銀行貿易融資業務の外貨管理の完全化についての問題に関する通知
[ポイント] 本通知は、中国の貿易黒字の拡大を背景に、貿易融資を利用した外貨の不正流入の阻止のため、貿易金融に対する銀行の審査の強化などを求めるものである。現在でも貿易取引に伴う外貨の受取り、支払いには真実の取引の存在が必要とされるが、企業が貨物の流れと資金の流れに不一致があり、企業がこの不一致について合理的な説明ができない場合には、「貨物貿易外貨管理ガイドライン」などにより、貿易取引に伴う外貨の支払い、受取りに対して厳格な管理が行われ、手続が複雑になるおそれがある。
(2013 年 12 月 6 日公布、施行)(匯発[2013]44 号)
[原文] 国家外汇管理局关于完善银行贸易融资业务外汇管理有关问题的通知

＜社会保障＞

財政部、人力資源社会保障部及び国家税務総局による企業年金、職業年金個人所得税に関する通知
[ポイント] 本通知は、企業年金の使用者、従業員の積立金などに対する個人所得税の課税について定めたものである。本通知では、企業年金の使用者、従業員の積立金については一定額を上限に個人所得税を課税せず、退職者が年金を受領する際に個人所得税を課税することなどが定められている。
(2013 年 12 月 6 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)(財税〔2013〕103 号)
[原文] 财政部人力资源社会保障部国家税务总局关于企业年金职业年金个人所得税有关问题的通知

＜休日･祝日＞

国務院による「全国春節及び記念日休暇弁法」の改正に関する決定(国務院)
[ポイント] 日本の「国民の祝日に関する法律」に相当する法令の改正法である。今回の修正は、中国の伝統的な休暇である「春節」(旧正月)の休暇が従前は太陰暦の 12 月 31 日から 3 日とされていたものを 1 月 1 日から 3 日間と変更するものである。法令上は春節と国慶節が 3 日、その他は 1 日のみが休日とされるが、毎年 12 月に発表される国務院の通知により前後に休日が配置され、各祝日は連休とされる。その代わり、前後の土日が「代替出勤日」として営業日となる点が日本と異なる。なお本決定と同日付で出された 2014 年の祝日日程は、事前にどのように休みを配置すべきかにつき広く意見募集が行われた点で話題となった。
(2013 年 12 月 11 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)(中華人民共和国国務院令第 644 号)
[原文] 全国年节及纪念日放假办法

© Anderson Mori & Tomotsune

＜商取引＞

最高人民法院による独立保証状紛争の審理についての若干問題に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、「民法通則」、「契約法」、「担保法」、「渉外民事関係法律適用法」などに基づき、独立保証状(保証人が保証申込人の指示により開設した、保証書の条項に合致する支払い請求書その他の証票にしたがって保証書で明示された最高金額の範囲内で受益者に支払を行う旨の書面誓約)に関する紛争に関する司法解釈である。本解釈では、独立信用状紛争の準拠法、独立保証状所定の証票と受益者が提供した証票の一致性の判断基準などが定められている。

(意見募集期間:2013 年 11 月 29 日～同年 12 月 15 日)

[原文] 最高人民法院关于审理独立保函纠纷案件若干问题的规定（征求意见稿）

＜裁判手続＞

最高人民法院による人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定

[ポイント] 本規定は、最高人民法院による各級人民法院の裁判文書の中国裁判文書ネットでの公開に関する規定であり、現行法の改正法である。本規定では、公開される裁判文書が商業秘密等に関わるときは、その情報を削除すべきことなどが明記された。

(2013 年 11 月 21 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)

[原文] 最高人民法院关于人民法院在互联网公布裁判文书的规定

＜民事執行＞

船舶の差押え及び競売についての問題に関する規定(意見募集稿)(最高人民法院)

[ポイント] 船舶に対する保全手続･強制執行手続については現在のところ海事訴訟特別手続法(1999 年)及び同法の適用に関する司法解釈(2000 年)に主に規定が置かれているが、本規定はそれらに規定を具体化･補充するものである。主な内容は次の 4 点である。(i)離岸の禁止を内容としない権利の設定･移転禁止の保全措置、(ii)保全処分の担保、(iii)競売等の売却手続、(iv)債権登記(日本で言う配当請求)。

(意見募集期間:2013 年 11 月 29 日～同年 12 月 15 日)

[原文] 最高人民法院关于扣押与拍卖船舶相关问题的规定（征求意见稿）

＜浙江省＞

温州市民間金融管理条例(浙江省人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本条例は、浙江省温州市における民間融資(自然人、非金融機関及びその他の組織の間で行われる民間貸借などの方法による資金融資)の規制について定めたものである。現在、中国では、非金融機関である企業間でのローンは、実際には見られるものの原則としては禁止されており、本条例は、地方においてこの例外を拡大する試みとして注目される。本条例では、一定額を超える貸借についての契約の地方金融管理部門への届出義務などが定められている。

(2013 年 11 月 22 日公布、2014 年 3 月 1 日施行)

[原文] 温州市民间融资管理条例

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

© Anderson Mori & Tomotsune

【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

No.	国/地方	法令名（日本語）	法令名（中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日（施行・実施日）	主な規定内容
1	国	全国人民代表大会常務委員会による国務院に中国（上海）自由貿易試験区における関連法律規定の行政許認可の一時的調整を授権することに関する決定	全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定	2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議通過	全国人民代表大会常務委員会	2013年8月30日（2013年10月1日）	国務院に対し試験区において外資三法の審査認可に関する規定の適用の調整を授権したもの。
2	国	国務院による中国（上海）自由貿易試験区総合方案	国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知	国発[2013]38号	国務院	2013年9月18日（同日）	試験区の全体的な政策。 別紙の「中国（上海）自由貿易試験区サービス行拡大開放措置」で新たに外資に開放される業種が規定されている。
3	国	国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見	国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见	工商外企字[2013]147号	国家工商行政管理総局	2013年9月26日（同日）	会社の実収資本を登記しないこと、最低資本金の廃止、出資方法・出資期限の自由化。 年度検査の廃止・年次報告制度の新設。 会社設立後は別に許認可が必要な業務を除き、直ちに一般的な事業活動を行うことが可能。
4	国	国家工商総局による中国（上海）自由貿易試験区の新営業許可証案の試行の同意に関する回答	国家工商总局关于同意中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案的批复	工商外企字[2013]148号	国家工商行政管理総局	2013年9月26日（同日）	試験区の会社の営業許可証の書式を規定。

© Anderson Mori & Tomotsune

No.	国/地方	法令名（日本語）	法令名（中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日（施行・実施日）	主な規定内容
5	地方	上海市人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易試験区における本市の関連地方性法規規定実施の暫定調整に関する決定	上海市人民代表大会常务委员会关于在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整实施本市有关地方性法规规定的决定	上海市人民代表大会常務委員会公告第 3 号	上海市人民代表大会常務委員会	2013 年 9 月 26 日（2013 年 10 月 1 日）	試験区において上海市外商投資企業審査認可条例の不適用を規定。
6	国・地方	交通運輸部及び上海市人民政府による「中国（上海）自由貿易試験区総合方案」の実施及び上海国際輸送センター建設の加速推進に関する実施意見	交通运输部 上海市人民政府关于落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》加快推进上海国际航运中心建设的实施意见	交水発[2013]584 号	交通運輸部・上海市人民政府	2013 年 9 月 27 日（同日）	国際船舶運輸業務に関する外資比率の制限を緩和（49%が上限→50%以上も可）。 国際船舶管理業務の外資規制を撤廃
7	国	国家質量監督検査検疫総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見	质检总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见	国質検通[2013]503 号	国家質量監督検査検疫総局	2013 年 9 月 27 日（同日）	試験区内の特種設備生産単位の許認可等一部の権限の上海市質量技術監督部門への移譲等
8	国	上海において中国資本の非五星旗国際航行船舶の沿海通過に関する公告	关于在上海试行中资非五星旗国际航行船舶沿海捎带的公告	交通運輸部公告 2013 年第 55 号	交通運輸部	2013 年 9 月 27 日（同日）	中国資本の海運会社による中国船籍以外の船を用いた中国沿岸の港湾・上海港間での輸出入コンテナ輸送業務の試行等

© Anderson Mori & Tomotsune

No.	国/地方	法令名（日本語）	法令名（中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日（施行・実施日）	主な規定内容
9	地方	上海市都市建設交通委員会による中国（上海）自由貿易試験区における外商投資建設工程企業設立の関連事項に関する通知	上海市城乡建设和交通委员会关于在中国（上海）自由贸易试验区设立外商投资建设工程企业有关事项的通知	滬建交聯[2013]997 号	上海市都市建設交通委員会	2013 年 9 月 27 日（2013 年 10 月 1 日）	試験区に設立される外商投資建設工程設計企業及び外商投資建築業企業につき次の例外を認めるもの。 (i)外国側出資者の工程設計実績の審査を廃止 (ii)上海市の中外合同建設プロジェクトを請け負う際の外資比率の制限を廃止
10	国	中国銀監会による中国（上海）自由貿易試験区銀行業監督管理の関連問題に関する通知	中国银监会关于中国（上海）自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知	銀監発[2013]40 号	中国銀行業監督管理委員会	2013 年 9 月 28 日（同日）	条件を満たす中国資本の銀行によるオフショア業務を解禁等。
11	国	文化部による中国（上海）自由貿易試験区文化市場管理政策の実施に関する通知	文化部关于实施中国（上海）自由贸易试验区文化市场管理政策的通知	文市発[2013]47 号	文化部	2013 年 9 月 29 日（同日）	演出ブローカー業務の設立と上海市におけるサービス提供、娯楽場所試験区内での開設の解禁。 試験区に設立した会社が生産したゲーム機・ソフトを中国国内向けに販売することの解禁（ただし内容審査あり）等。
12	国	中国保険監督管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持	保监会支持中国（上海）自由贸易试验区建设		中国保険監督管理委員会	2013 年 9 月 29 日	以下の事項等に対する支持を表明したもの ・外資による専門健康保険機構の設立 ・保険会社が試験区内に支店等を設立し、人民元クロスボーダー再保険業務を展開すること ・試験区の保険機構による国外投資の試行 （概要のみ公開されており全文は非公開）

© Anderson Mori & Tomotsune

No.	国/地方	法令名（日本語）	法令名（中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日（施行・実施日）	主な規定内容
13	国	資本市場による中国（上海）自由貿易試験区の支持促進の若干政策措置	资本市场支持促进中国（上海）自由贸易试验区若干政策措施		中国証券監督管理委員会	2013年9月29日	上海先物取引所が試験区内に上海国際エネルギー取引センター株式有限公司を設立し、国際的原油先物のプラットフォームの建設を進めることに対する同意等（実施細則が別途制定される予定）
14	地方	中国（上海）自由貿易試験区管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区管理办法	上海市人民政府令第7号	上海市人民政府	2013年9月29日（2013年10月1日）	試験区の運営・管理、投資管理、貿易、金融等に関する全般的な規定。（詳細は2013年10月15日号参照）
15	地方	中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法	滬府発[2013]71号	上海市人民政府	2013年9月29日（2013年10月1日）	試験区の会社の外商投資プロジェクト届出（従前の外商投資プロジェクト審査確認に相当する）の規定。（詳細は本号参照）
16	地方	中国（上海）自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区境外投资项目备案管理办法	滬府発[2013]72号	上海市人民政府	2013年9月29日（2013年10月1日）	試験区の会社による国外投資プロジェクト届出（従前の国外投資プロジェクト審査認可に相当する）の規定。
17	地方	中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法	滬府発[2013]73号	上海市人民政府	2013年9月29日（2013年10月1日）	試験区の会社の商務部門における設立届出の規定。（詳細は2013年10月15日号及び本号参照）
18	地方	中国（上海）自由貿易試験区国外投資企業開設届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区境外投资开办企业备案管理办法	滬府発[2013]74号	上海市人民政府	2013年9月29日（2013年10月1日）	試験区の会社が国外に会社を設立する場合の手続の規定。

© Anderson Mori & Tomotsune

No.	国/地方	法令名（日本語）	法令名（中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日（施行・実施日）	主な規定内容
19	地方	中国（上海）自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置（ネガティブリスト）（2013年）	中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2013年）	滬府発[2013]75号	上海市人民政府	2013年9月29日（同日）	試験区における簡易な手続を利用することができない業種の一覧。（詳細は2013年10月15日号を参照）
20	地方	中国（上海）自由貿易試験区管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区管理委員会印章の使用開始及び上海総合保税区管理委員会印章の使用停止に関する通知	中国（上海）自由贸易试验区管理委员会关于启用中国（上海）自由贸易试验区管理委员会印章和停止使用上海综合保税区管理委员会印章的通知		中国（上海）自由貿易試験区管理委員会	2013年9月29日（同日）	試験区管理委員会の印章の使用開始、及びこれまでの上海総合保税区管理委員会の印章の使用停止
21	地方	上海市工商行政管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定の印刷・配布に関する通知	上海市工商行政管理局关于印发《关于中国（上海）自由贸易试验区内企业登记管理的规定》的通知		上海市工商行政管理局	2013年9月30日（2013年10月1日）	国家工商行政管理総局による通知（本一覧No. 3）に対応する規定。
22	国	中国（上海）自由貿易試験区関連輸入税収政策の通知	关于中国（上海）自由贸易试验区有关进口税收政策的通知	財関税[2013]75号	財政部・海関総署・国家税務総局	2013年10月15日（2013年9月29日）	試験区内の生産企業及び生産性サービス企業が輸入する機器・設備等の免税。 試験区内に設立された中国資本のリース会社やそのSPCが国外から購入する25t以上の航空機が中国資本の航空会社にリースされる場合に増値税の軽減税率を適用する等。

© Anderson Mori & Tomotsune

No.	国/地方	法令名 （日本語）	法令名 （中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日 （施行・実施日）	主な規定内容
23	地方	上海市人民政府弁公庁による上海市衛生・計画生育委員会等３部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区外商独資医療機構管理暫定弁法」の承認・公布に関する通知	上海市人民政府办公厅关于转发市卫生计生委等三部门制订的《中国（上海）自由贸易试验区外商独资医疗机构管理暂行办法》的通知	滬府弁発〔2013〕63号	上海市人民政府弁公庁 上海市衛生・計画生育委員会 上海市商務委員会 上海市工商行政管理局	2013年11月13日 （同日）	総合方案（本一覧No. 2）別紙で100%外資形態での設立が可能と規定された「外商独資医療機構」の設立要件、設立手続等に関する規定
24	地方	上海市人民政府弁公庁による上海市教育委員会等４部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区中外合作事業性研修機構管理暫定弁法」の承認・公布に関する通知	上海市人民政府办公厅关于转发市教委等四部门制订的《中国（上海）自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法》的通知	滬府弁発〔2013〕64号	上海市人民政府弁公庁 上海市教育委員会 上海市商務委員会 上海市人材・社会保障局 上海市工商行政管理局	2013年11月13日 （同日）	総合方案別紙（本一覧No. 2）で中外合作形態での設立が可能とされた「中外合作訓練機構」（学科教育と職業訓練が含まれる。）の設立要件、設立手続等に関する規定
25	中央	中国（上海）自由貿易試験区内の企業による非貨幣性資産を用いた対外投資等の資産再編行為についての企業所得税の政策問題に関する通知	关于中国（上海）自由贸易试验区内企业以非货币性资产对外投资等资产重组行为有关企业所得税政策问题的通知	財税〔2013〕91号	財政部 国家税務総局	2013年11月15日	試験区内の企業が金銭以外の資産を用いて対外投資等を行った場合の資産評価益に対する企業所得税の課税につき５年間の分割納付を認める規定（総合法案（本一覧No. 2）を具体化するもの）

© Anderson Mori & Tomotsune

No.	国/地方	法令名 （日本語）	法令名 （中国語）	法令番号	関連部門	公布・公表日 （施行・実施日）	主な規定内容
26	中央	中国人民銀行による中国（上海）自由貿易試験区建設の金融による支援に関する意見	中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见		中国人民銀行	2013 年 12 月 2 日	主に次の内容に関する方針を示した意見 ・人民元・外貨口座の管理 ・クロスボーダーの投資に関する規制緩和 ・クロスボーダー人民元取引の拡大 ・金利の市場化 ・外貨管理の簡素化

© Anderson Mori & Tomotsune

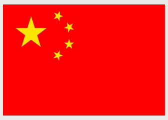

中国万感

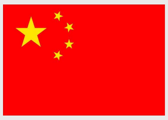

【中国の流行語「土豪」について】

顧問　杜　雲華

最近、中国では「土豪」という言葉が流行っている。言葉自体は古くからあるもので、元々は貧しい農民を搾取する裕福な地主を意味する言葉であったが、1950 年代にはほぼ死語となっていた。しかし今年の 9 月頃から「洗練されていない成金」、「湯水のようにお金を使い、自分の資力を誇示する人」という意味で使われるようになり、最近では単に「金遣いの荒い人」の意味として使われている。

「土豪」がここまで流行した背景には、今年 9 月に微博（マイクロブログ）上での次の話が流れていたことがある。

青年：「私は金持ちですが、幸せになれません。どうすれば良いのでしょうか。」
禅師：「金持ちとは？」
青年：「銀行に何千万元の預金があり、北京市五道口（北京の文教地区）に 3 戸のマンションがあります。これでもお金持ちと言えませんか？」
禅師は何も言わず、さっと手を差し伸べた。
青年ははっと悟り、「禅師様、私は他人に対して、感謝と恩返しをすべきでしょうか？」
禅師：「いや…、土豪よ、私と友達になってくれないか」

その後、中国の微博（マイクロブログ）で「土豪と友達になる」、「土豪のために詩を作る」が「話題」（twitter のハッシュタグと同じ。）となり、「土豪」が大流行語となった。
例えば、iPhone5S はシャンパンゴールドが「土豪金」と呼ばれ大人気であり、他の色の 2 倍で取引されることもある。また、人民日報の新しいビルのような外観が金色の建物は「土豪金建築」と言われている。浙江省のある結婚式で男性は結納金として 8,888,888 元（約 1 億 5000 万円）の現金を用意して「土豪結婚式」と呼ばれたなど、土豪に関するニュースをよく目にする。

「土豪」の流行は、急速に豊かになる中国社会を象徴している反面、それに伴う貧富の格差の拡大も背景にあるようだ。

© Anderson Mori & Tomotsune

TOPICS

2013 年 12 月 5 日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士、若林耕弁護士が、当事務所にて「中国(上海)自由貿易試験区の実務～発足から 2 ヶ月の現状と積極的活用スキームの提案～」と題するセミナーを開催致しました。

2013 年 12 月 5 日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が、2013 年 12 月 5 日に、日本化学工業協会定期セミナーにおいて「TPP と日本の通商法～アンチダンピング等の積極的活用～」と題する講演を行いました。

2013 年 12 月 12 日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が、2013 年 12 月 12 日に、NPO 法人アジア・イノベーターズ・イニシアティブ主催セミナー「アジア・イノベーション・フォーラム(AIF)2013」に参加し、「中国・ASEAN 市場の成長企業とビジネス環境」と題するセッションにてパネリストを務めました。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章（akira.moriwaki@amt-law.com）、中川 裕茂（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）又は若林 耕（ko.wakabayashi@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

（東京オフィス）	（北京オフィス）	（上海オフィス）
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

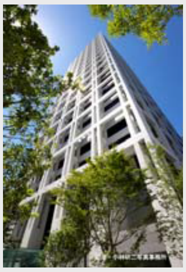

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000（代表）
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060（代表）
Email: beijing@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.cn

安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311（代表）
Email: shanghai@amt-law.com

© Anderson Mori & Tomotsune